

発議第 12 号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

松阪市議会議員	坂 口 秀 夫
	濱 口 高 志
	野 呂 一 平
	吉 川 篤 博
	市 野 幸 男
	田 中 正 浩
	楠 谷 さゆり
	米 倉 芳 周
	松 岡 恒 雄

松阪市議会会議規則の一部を改正する規則

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第69条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第 1 項及び第74条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子採決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。